

# 省エネ政策の現状と課題

資源エネルギー庁

平成28年8月9日

# **1. 現状認識について**

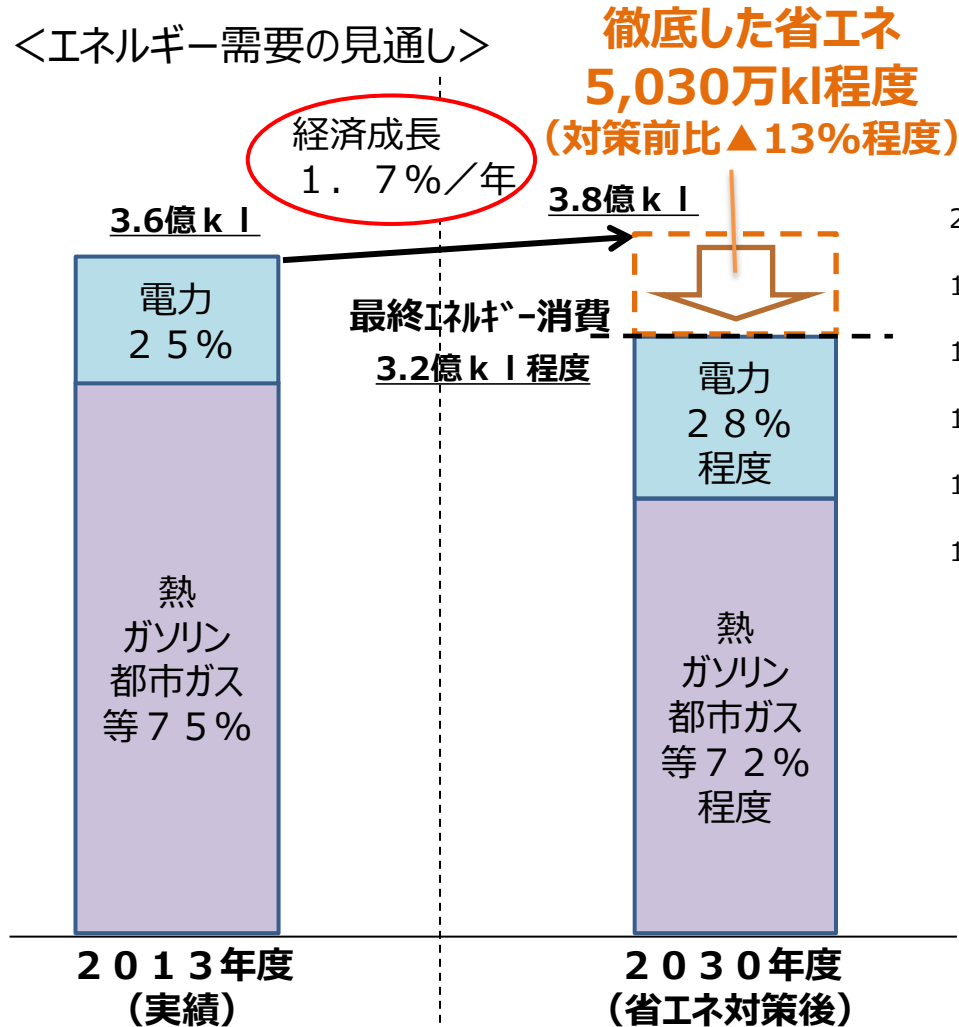
## **2. 原単位の改善について**

## **3. エネルギー管理の単位について**

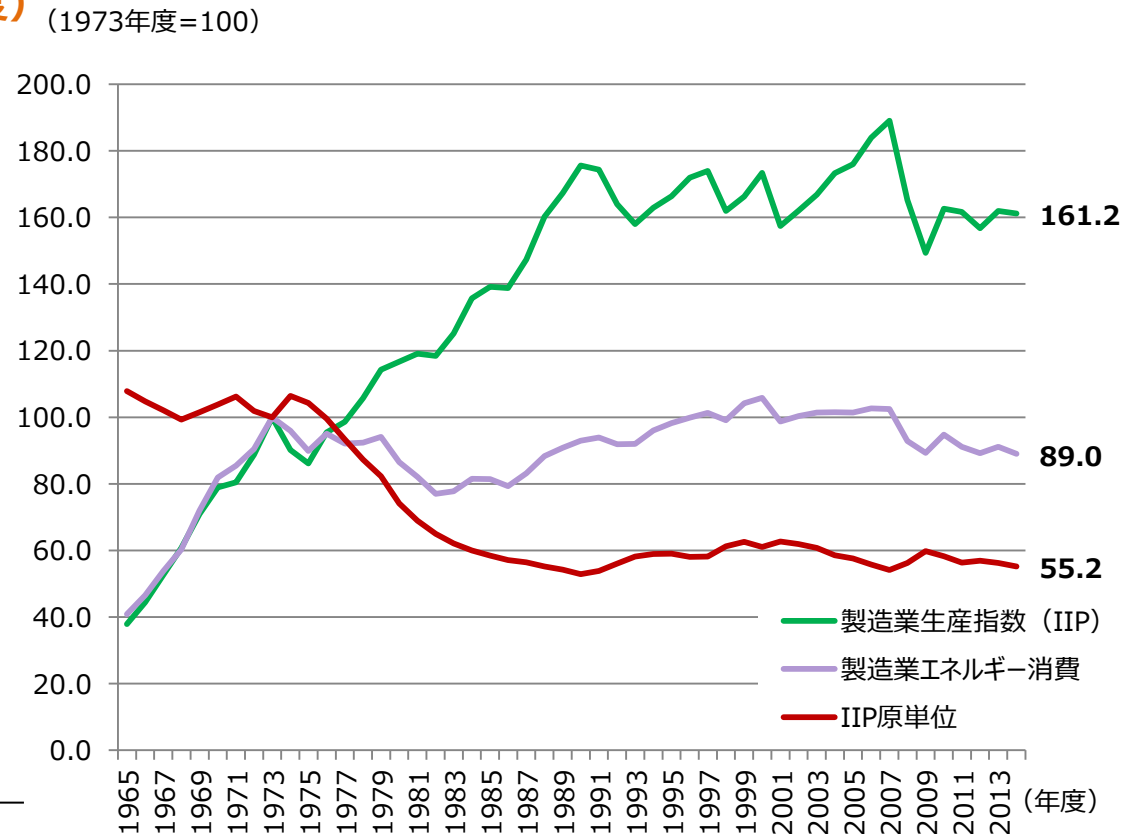
## **4. サードパーティの活用について**

# 原単位（エネルギー生産性）の改善の状況

- エネルギーミックスが目指す成長と省エネの両立に向け、原単位の改善が不可欠。
- 産業・業務部門については、エネルギー消費量が減少する一方で、GDPベースで年平均1.67%の改善が求められる原単位の改善は停滞。



【製造業のエネルギー消費量と原単位の推移】

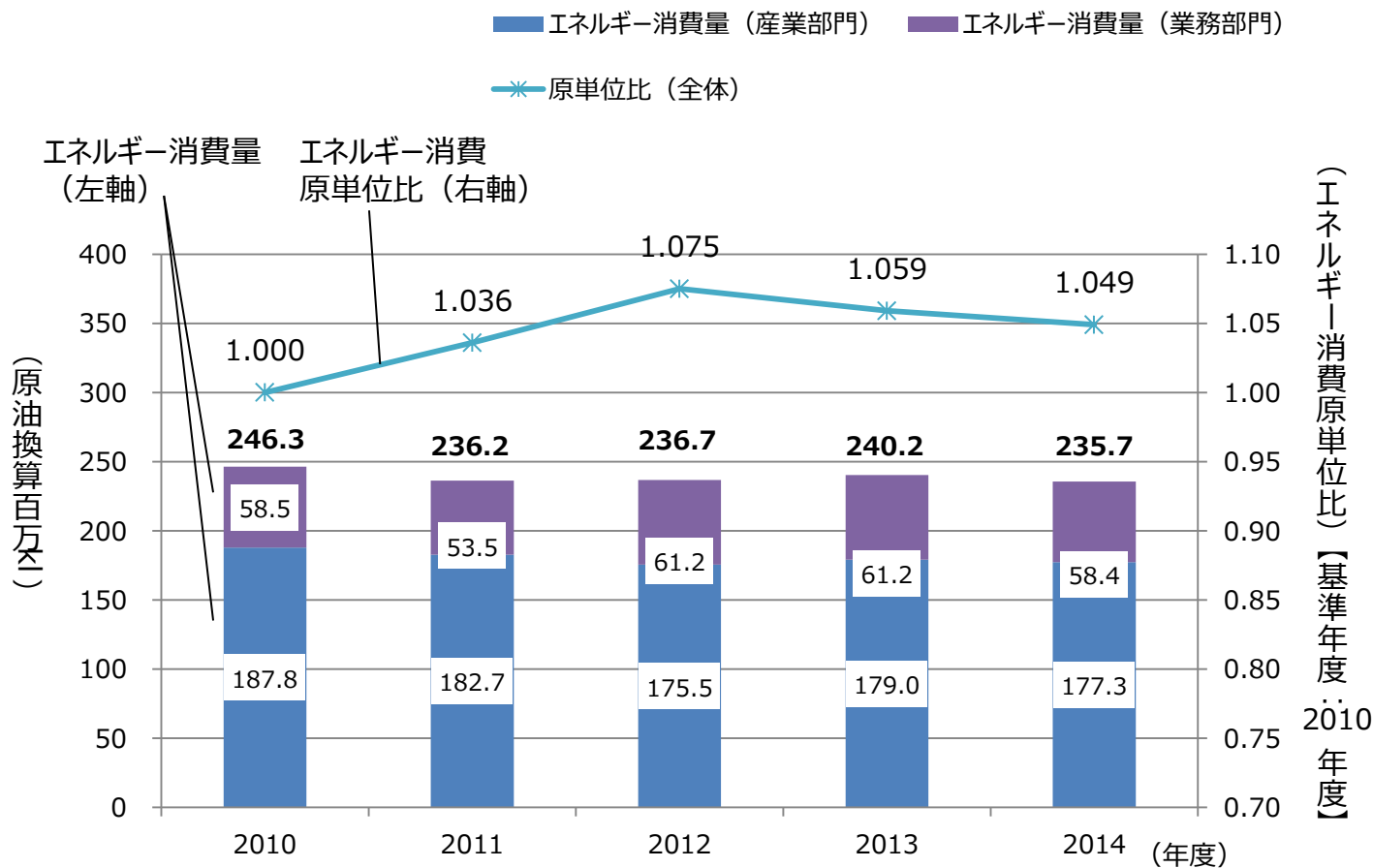


出典：日本エネルギー経済研究所「エネルギー・経済統計要覧」

# エネルギー生産性（原単位）改善の状況（省エネ法の特定事業者）

- 省エネ法の特定事業者（産業・業務部門）についても、エネルギー消費量が減少する一方で、原単位の改善は停滞。

【エネルギー消費量と原単位の推移】

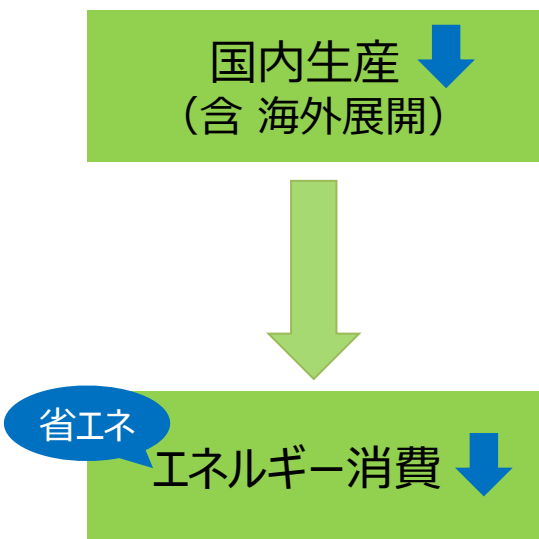


注）電気業における発電用燃料、自家発電用の燃料及び副生エネルギーの販売量を含まない。

# 省エネ取組を契機とする持続的な省エネの好循環の創出

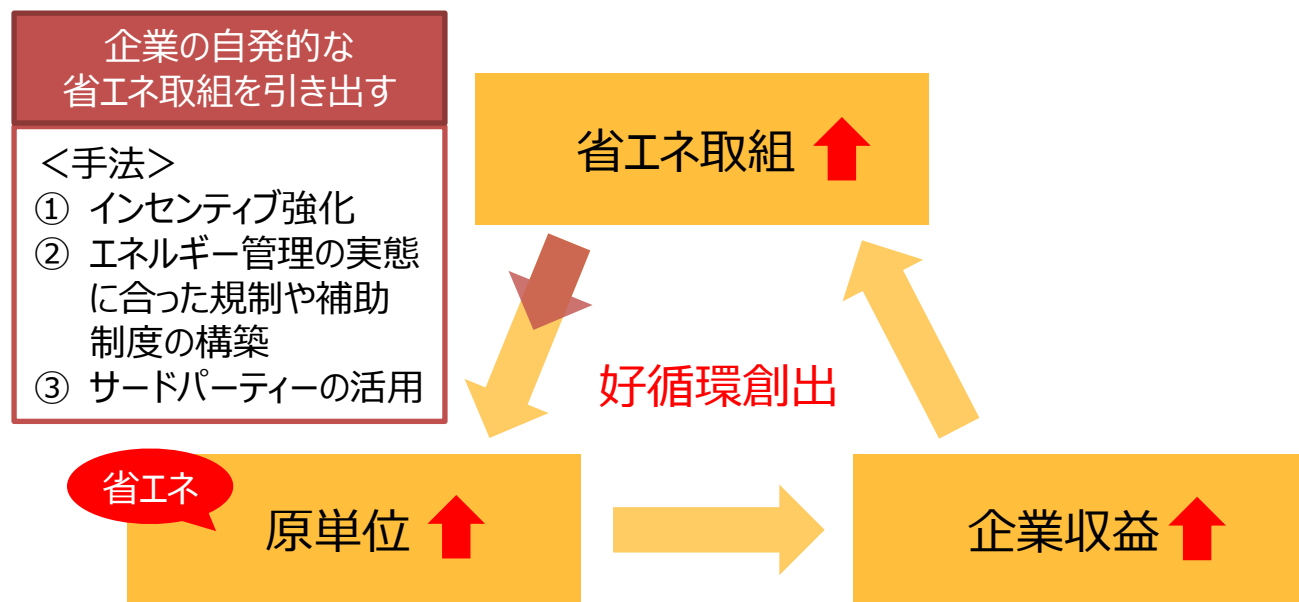
- 省エネ取組により原単位を改善し、それが収益拡大につながることでさらなる省エネ取組が実現する好循環を創出するため、①原単位改善に取り組むインセンティブの強化、②エネルギー管理の実態に合った規制や補助制度の構築、③サードパーティの活用による省エネポテンシャルの掘り起こしについて、具体的な施策を検討すべきではないか。

## 生産減少による省エネ



- ・ 原単位改善によらない省エネ
- ・ 更なる省エネは見込めず
- ・ 経済の縮小均衡へ

## 省エネ取組を契機とする持続的な省エネ



- ・ 省エネ取組を契機とする省エネ好循環を創出
- ・ 企業の自発的な省エネ投資を政策的に引き出す
- ・ 経済成長と省エネの両立

**1. 現状認識について**

**2. 原単位の改善について**

**3. エネルギー管理の単位について**

**4. サードパーティの活用について**

# 新たな省エネ政策への転換 ～原単位改善～

## 現行制度

- 省エネ法は、判断基準に基づいて事業者に原単位の改善等を促し、必要に応じて指導等の措置を実施。
- 原単位「1 %改善」に加え、より現場の実態に合った取組を促すため、業界ごとに原単位目標（ベンチマーク）を設定。
- 優良事業者の称揚、停滞事業者の取組促進の観点から、事業者クラス分け評価制度（SABC評価制度）を本年度から開始。



## 今後の課題

- ベンチマーク設定業種の拡大（2018年度中に7割カバー）に向けた具体的な施策（標準的な考え方の提示、インセンティブの付与等）を講じる必要があるのではないか。
- 事業者クラス分け評価制度の実効性のさらなる向上（称揚効果や取組促進効果の向上等）を図る必要があるのではないか。
- 原単位改善を後押しするために、省エネ量だけでなく、原単位改善率に着目した支援制度の充実が必要ではないか。**【予算】**

# ベンチマーク制度

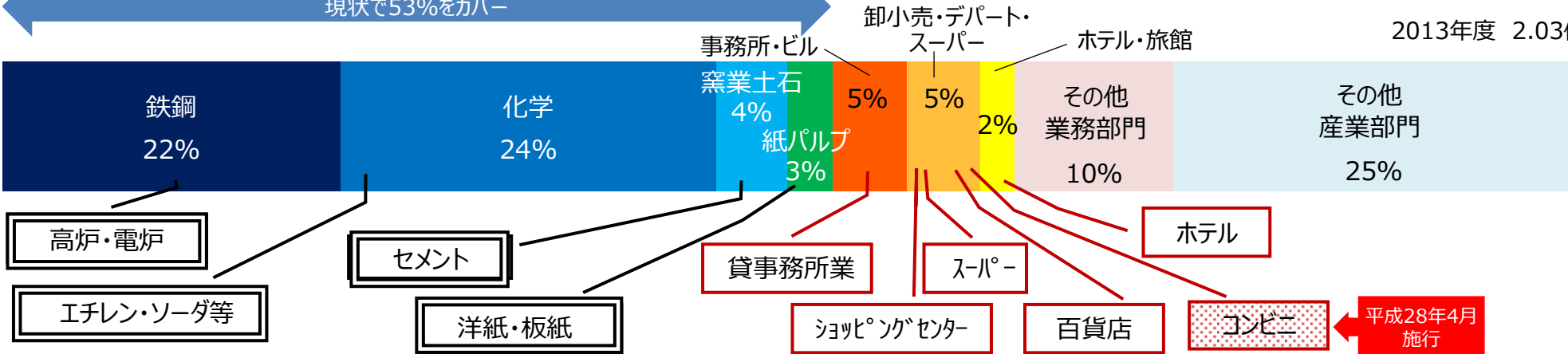
- ベンチマーク制度とは、事業者の原単位改善に向けた取組を一層促すため、業界ごとの実態を踏まえた原単位の目標を定めるもの。
- 目標は各業界で上位事業者（1～2割）が満たす水準に設定。

2018年度中に全産業の 7 割を対象とすることを目指す

【出所】（一財）日本エネルギー経済研究所「エネルギー・経済統計要覧2015」

現状で53%をカバー

2013年度 2.03億kl



| 事業                | ベンチマーク指標                                                              | 目指すべき水準        |
|-------------------|-----------------------------------------------------------------------|----------------|
| (1A) 高炉による製鉄業     | 粗鋼生産量当たりのエネルギー使用量                                                     | 0.531kl / t以下  |
| (1B) 電炉による普通鋼製造業  | 上工程の原単位（粗鋼量当たりのエネルギー使用量）と下工程の原単位（圧延量当たりのエネルギー使用量）の和                   | 0.143kl / t以下  |
| (1C) 電炉による特殊鋼製造業  | 上工程の原単位（粗鋼量当たりのエネルギー使用量）と下工程の原単位（圧延量当たりのエネルギー使用量）の和                   | 0.36kl / t以下   |
| (2) 電力供給業         | 火力発電効率A指標、火力発電効率B指標                                                   | 1.00以上、44.3%以上 |
| (3) セメント製造業       | 原料工程、焼成工程、仕上げ工程、出荷工程等それぞれの工程における生産量（出荷量）当たりのエネルギー使用量の和                | 3,739MJ / t以下  |
| (4A) 洋紙製造業        | 洋紙製造工程の洋紙生産量当たりのエネルギー使用量                                              | 6,626MJ / t以下  |
| (4B) 板紙製造業        | 板紙製造工程の板紙生産量当たりのエネルギー使用量                                              | 4,944MJ / t以下  |
| (5) 石油精製業         | 石油精製工程の標準エネルギー使用量（当該工程に含まれる装置ごとの通油量に適切であると認められる係数を乗じた値の和）当たりのエネルギー使用量 | 0.876以下        |
| (6A) 石油化学系基礎製品製造業 | エチレン等製造設備におけるエチレン等の生産量当たりのエネルギー使用量                                    | 11.9GJ / t以下   |
| (6B) ソーダ工業        | 電解工程の電解槽出力カセイソーダ重量当たりのエネルギー使用量と濃縮工程の液体カセイソーダ重量当たりの蒸気使用熱量の和            | 3.22GJ / t以下   |
| (7) コンビニエンスストア業   | 当該事業を行っている店舗における電気使用量の合計量を当該店舗の売上高の合計量にて除した値                          | 845kWh / 百万円以下 |

# 事業者クラス分け評価制度① ※平成28年度より制度開始

- 省エネ法の定期報告を提出する全ての事業者をS・A・B・Cの4段階へクラス分けし、クラスに応じたメリハリのある対応を実施するもの。

## Sクラス

省エネが優良な事業者  
7,774社（62.6%）※1

【水準】 ※2  
① 努力目標達成  
または、 ※3  
② ベンチマーク目標達成

【対応】  
優良事業者として、経産省HPで事業者名や連続達成年数を表示。

## Aクラス

一般的な事業者  
3,417社（27.5%）※1

【水準】  
SクラスにもBクラスにも該当しない事業者

【対応】  
特段なし。

## Bクラス

省エネが停滞している事業者  
1,221社（9.8%）※1

【水準】 ※2  
① 努力目標未達成かつ直近2年連続で原単位が対前年度年比増加  
または、  
② 5年間平均原単位が5%超増加

【対応】  
注意文書を送付し、現地調査等を重点的に実施。

## Cクラス

注意を要する事業者

【水準】  
Bクラスの事業者の中で特に判断基準遵守状況が不十分

【対応】  
省エネ法第6条に基づく指導を実施。

※1 平成27年度定期報告（平成26年度実績）総事業者数12,412社より算出

※2 努力目標：5年間平均原単位を年1%以上低減すること。

※3 ベンチマーク目標：ベンチマーク制度の対象業種・分野において、事業者が中長期的に目指すべき水準。

# 事業者クラス分け評価制度②

## ● Sクラス事業者の公表

省エネ取組が進んでいる優良事業者として、経産省HP上で、業種別に事業者を公表。同業他社の努力目標達成状況を把握することで、自らの立ち位置を確認することも期待。

## ● Bクラス事業者への働きかけ

省エネ取組が停滞している事業者に注意文書を送付し、必要に応じて、報告徴収、現地調査、立入検査を実施。判断基準遵守状況が不十分であれば指導。

### Sクラス事業者の公表

Sクラスの事業者を業種別に公表し、達成年度を★で表示。

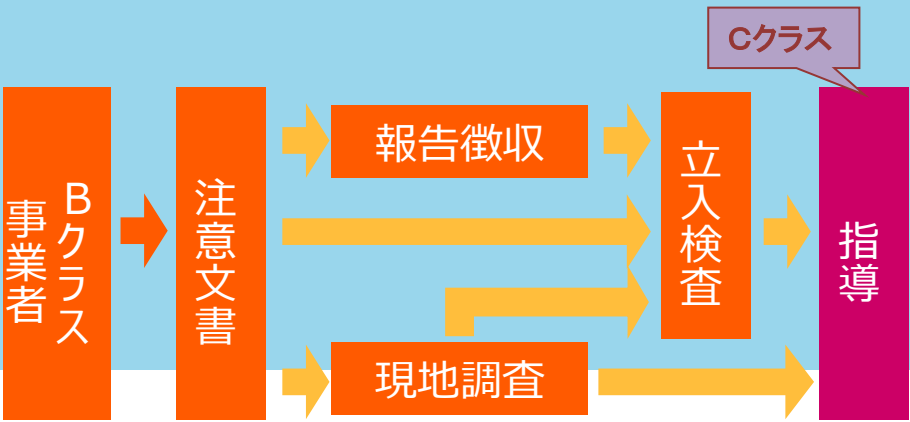
| 標準産業分類<br>中分類 | 特定事業者<br>番号 | 主たる事業所<br>の所在地 | 事業者等名 | 過去の省エネ評価 |      |      |      | 省エネ<br>評価 | ベンチマーク<br>達成分野 |
|---------------|-------------|----------------|-------|----------|------|------|------|-----------|----------------|
|               |             |                |       | 27年度     | 28年度 | 29年度 | 30年度 | 31年度      |                |
| 〇〇業           | 0000000     | △△県            | A事業者  | ★        | ★    | ★    | ★    | ★         | □□□□業          |
| 〇〇業           | 0000000     | △△県            | B事業者  | ★        | ★    | ★    | ★    | ★         | -              |
| 〇〇業           | 0000000     | △△県            | C事業者  | -        | ★    | ★    | ★    | ★         | □□□□業          |
| 〇〇業           | 0000000     | △△県            | D事業者  | -        | -    | -    | ★    | ★         | □□□□業          |
| 〇〇業           | 0000000     | △△県            | E事業者  | ★        | ★    | ★    | ★    | -         | -              |
| 〇〇業           | 0000000     | △△県            | F事業者  | ★        | ★    | ★    | ★    | -         | -              |

Sクラス達成を★表示。Aクラス以下は表示なし。

ベンチマーク目標を達成している場合に記載。

### Bクラス事業者への働きかけ

- 注意文書はすべてのBクラス事業者へ送付。
- 現地調査、立入検査の結果、判断基準遵守状況が不十分と判断された場合、Cクラスとして指導。



# 事業者クラス分け評価制度③

- 制度の称揚効果をより高める観点から、Sクラス事業者をさらに細分化する必要があるのではないか。  
（前回小委でのご指摘）
- Bクラス事業者に対しては、支援制度の活用も含め、より実効性のある是正措置が必要ではないか。

※平成27年度定期報告（平成26年度実績）

|      |        | Sクラス  |       | Aクラス  |       | Bクラス  |       |
|------|--------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
|      |        | 事業者数  | 割合    | 事業者数  | 割合    | 事業者数  | 割合    |
| 全事業者 | 12,412 | 7,775 | 62.6% | 3,430 | 27.7% | 1,207 | 9.7%  |
| 産業部門 | 6,259  | 3,240 | 48.9% | 2,182 | 37.6% | 837   | 13.5% |
| 業務部門 | 6,153  | 4,535 | 73.7% | 1,248 | 20.3% | 370   | 6.0%  |

# (参考) Bクラス事業者への注意喚起文書

## 注意喚起

番 号  
年 月 日

(代表者役職)  
(代表者役職) 殿

資源エネルギー庁  
省エネルギー・新エネルギー部長

エネルギーの使用の合理化等に関する法律に基づく定期報告書に記載の  
エネルギー消費原単位の悪化状況について

時下益々御清栄のこととお慶び申し上げます。  
平素は省エネルギーに関する様々な政策に御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

エネルギーの使用の合理化等に関する法律（以下「省エネ法」という。）第15条第1項に基づき以下のエネルギー管理統括者等から提出された平成〇〇年度定期報告書に関して、エネルギー消費原単位の状況を確認した結果、貴社の原単位の改善が停滞していることが判明いたしましたので、注意喚起いたします。

貴社のエネルギー管理体制

- ・エネルギー管理統括者  
(統括者役職)  
(統括者氏名)
- ・エネルギー企画推進者  
(企画推進者役職)  
(企画推進者氏名)

貴社は、別添の事業者クラス分け評価制度に基づき、停滞事業者（Bクラス）に位置づけられました。Bクラスの事業者に対しては、やむを得ない事情により悪化した場合に配慮するために、その事情の有無などを調査するべく、同法第87条第3項に基づく報告徴収や、経済産業省の委託事業に基づく工場現地調査等を集中的に実施する予定ですので、ご連絡差し上げます。

貴社におかれましては、エネルギーの使用の合理化を適切に推進するため、原単位の悪化理由について速やかに分析し、対応について次年度の定期報告書又は中長期計画書に記載してください。

また、現在実施している補助金等の支援策についての資料を同封致しましたので、ご活用の上、積極的な省エネ取組をお願いいたします。

貴社のエネルギー消費原単位変化率の推移

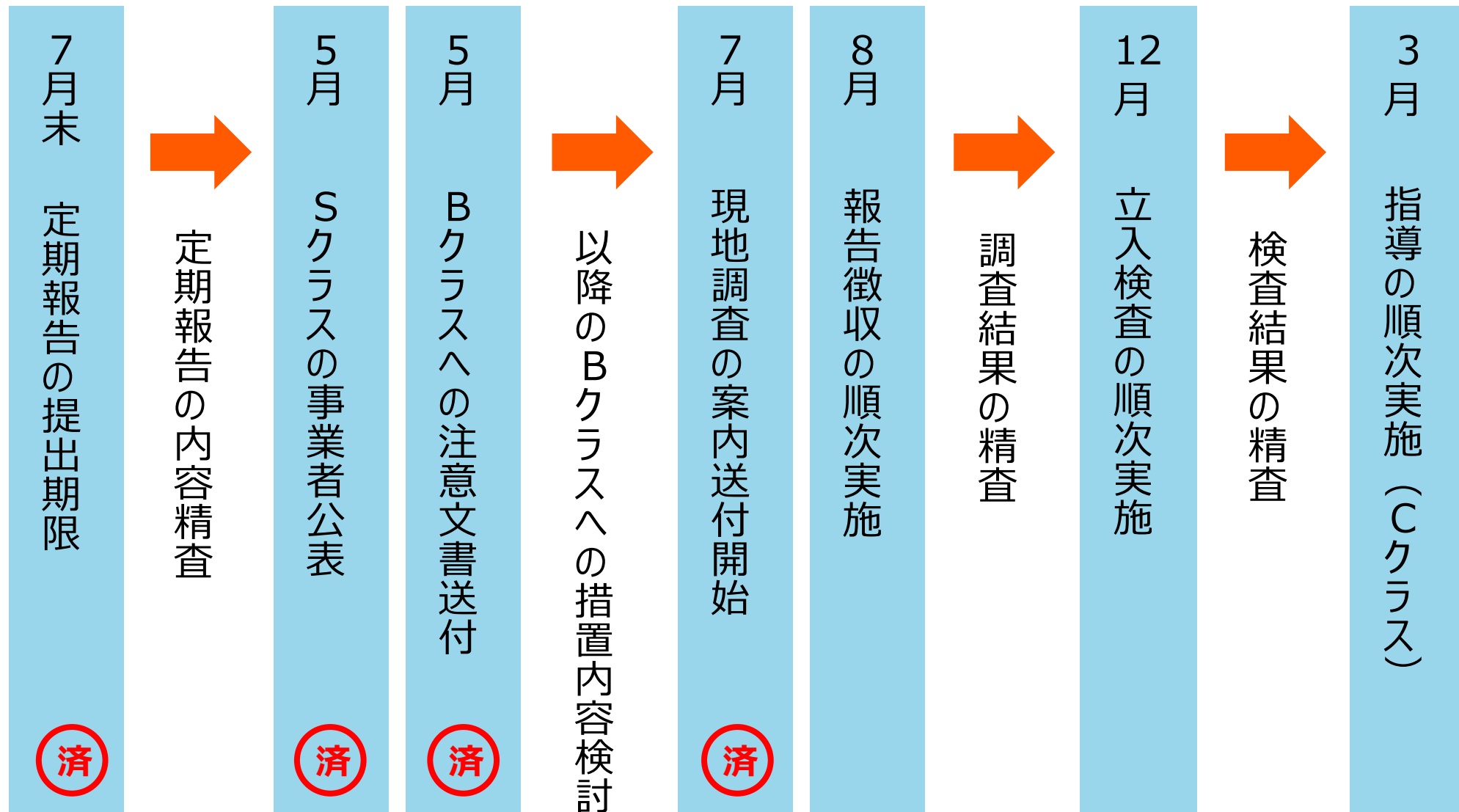
| 平成23年度<br>(対平成22年度比) | 平成24年度<br>(対平成23年度比) | 平成25年度<br>(対平成24年度比) | 平成26年度<br>(対平成25年度比) | 5年度間(22～26年度)<br>平均原単位変化(※) |
|----------------------|----------------------|----------------------|----------------------|-----------------------------|
| ① 〇〇%                | ② 〇〇%                | ③ 〇〇%                | ④ 〇〇%                | 〇〇%                         |

※5年度間平均原単位変化(%) =  $(① \times ② \times ③ \times ④)^{1/4}$

# 平成27年度提出の定期報告に関するスケジュール（予定）

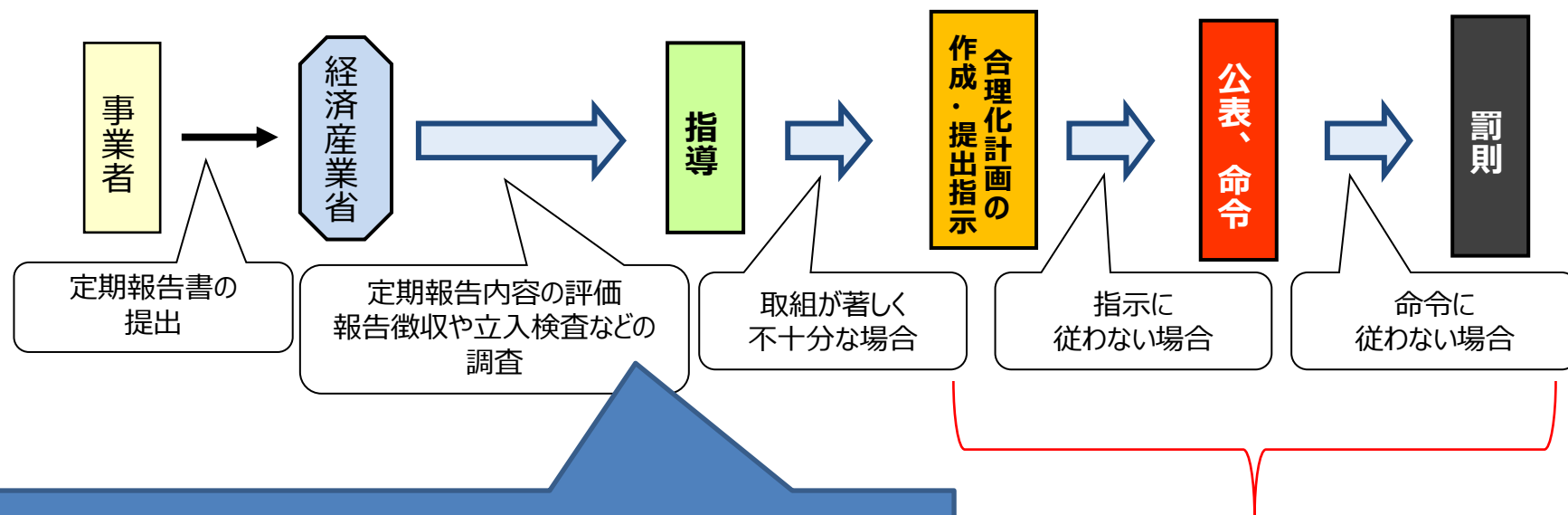
平成27年度

平成28年度



## (参考) 省エネ法に基づく指導等について

- 年間1500kl以上のエネルギーを使用する事業者は、毎年定期報告書を提出する義務がある。
- 定期報告書の内容に基づき、エネルギーの使用の合理化の状況に問題のある事業者に対して、省エネの観点から指導等を実施。



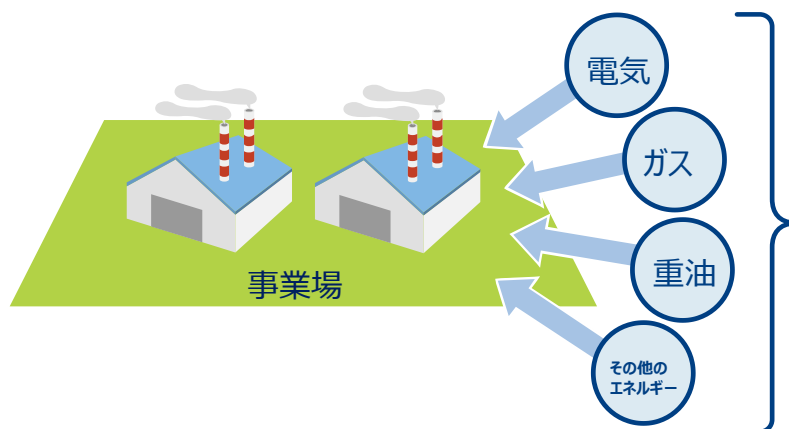
- 省エネ法に基づく措置（平成26年度提出分定期報告書）
  - ・ 工場現地調査：約500事業者
  - ・ 報告徴収：34事業者
  - ・ 立入検査：3事業者
  - ・ 指導：8事業者

※事業者クラス分け制度  
施行前

**省エネ法施行以来 0 件**

## (参考) 省エネ補助金のスキームについて

- 国内で実施される事業であって、既設設備・システムの置き換え、または製造プロセスの改善等の改修により、省エネ・電力ピーク対策を行う際に必要となる費用を補助。
- また、エネルギー管理支援サービス事業者（エネマネ事業者）を活用し、エネルギーマネジメントシステム（EMS）を導入することで、より一層の効率的・効果的な省エネルギーを実施する事業も支援。



### ～導入事例～

省エネ設備・システムを導入支援の場合は、工場・事業場等全体のエネルギー使用量が

**1 % 以上**

または

**500kl 以上** 削減されること

または

補助対象経費 1 千万円あたりの耐用年数を考慮した省エネルギー量が

**200kl/ 1 千万円 以上**

であること

※当該事業を実施しようとするエネルギー管理を一体で行う工場・事業場等を申請単位とする。

工場・事業場等全体のエネルギー使用量と、既設設備単体のエネルギー使用量を把握して、省エネルギー計算を実施。

※トップランナー制度対象機器を導入する場合、トップランナー基準を満たす機器のみを補助対象とする。

**1. 現状認識について**

**2. 原単位の改善について**

**3. エネルギー管理の単位について**

**4. サードパーティの活用について**

# 新たな省エネ政策への転換 ～エネルギー管理の単位の拡大～

## 現行制度

- 省エネ法や省エネ補助金では、事業者による柔軟な省エネ活動を促進するため、これまで、工場・事業場単位の制度から事業者単位の制度への転換等、エネルギー管理の実態に合った体系を検討してきた。
- 加えて、省エネ法第84条の2（経産大臣は、事業の連携等による他の者のエネルギーの使用の合理化等の促進に寄与する取組を促進するよう適切に配慮）により、事業者の単位を超えた省エネ活動にも配慮することとなっているが、地縁的一体性のある場合等について特例的な運用を行うに留まっている。



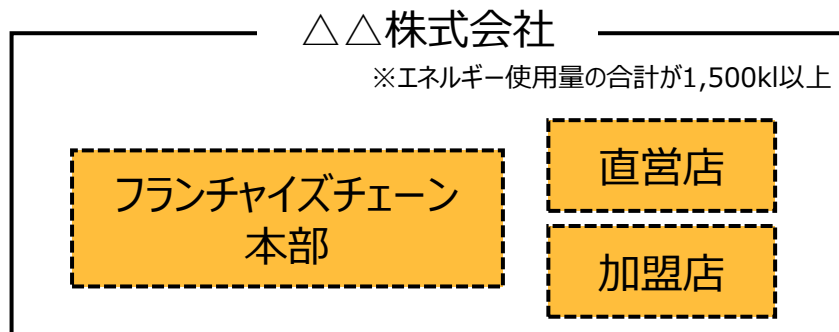
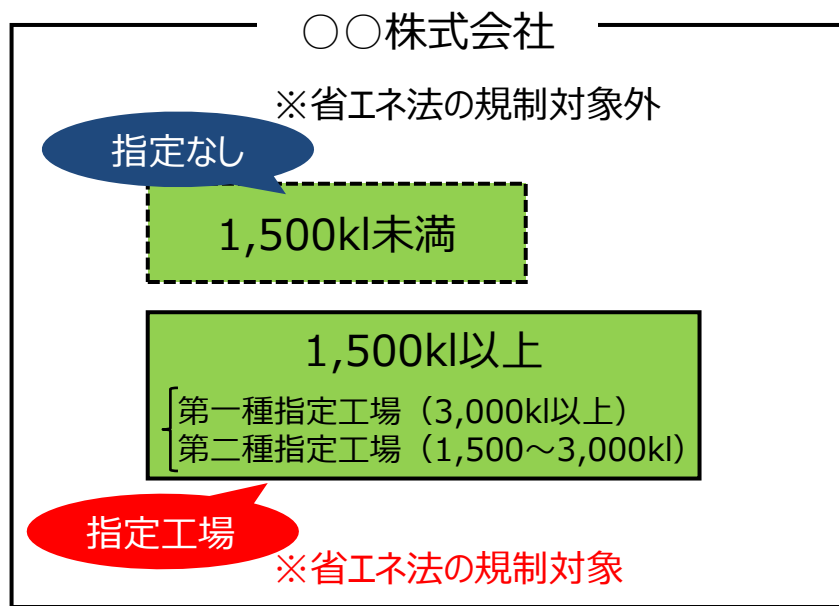
## 今後の課題

- よりエネルギー管理の実態に合った制度を目指し、サプライチェーン単位やグループ会社単位等での省エネ活動を評価する必要があるのではないか。
- 例えば、サプライチェーン単位やグループ会社単位等での省エネを促進する支援制度を充実させる必要があるのではないか。【予算】

# エネルギー管理の実態への対応 ～事業所単位から事業者単位へ～

- 平成20年の省エネ法改正の際には、エネルギー管理の実態に合わせて、「工場・事業場単位」の規制から「事業者単位」への規制へ転換。連鎖化事業の概念も取り入れたことにより、工場・事業場単位の指定ではカバーできなかったコンビニ等も省エネ法の対象とした。

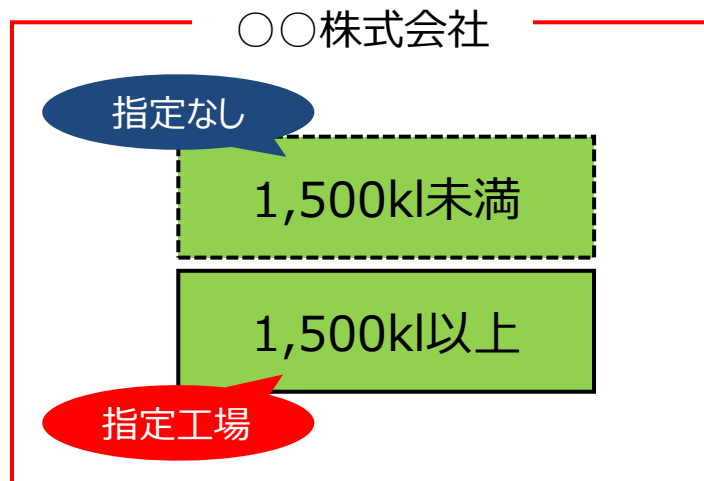
## 工場・事業場単位規制



## 事業者単位規制

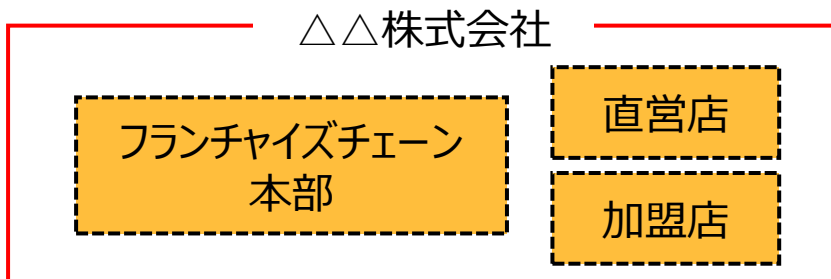
### 特定事業者

※省エネ法の規制対象



### 特定連鎖化事業者

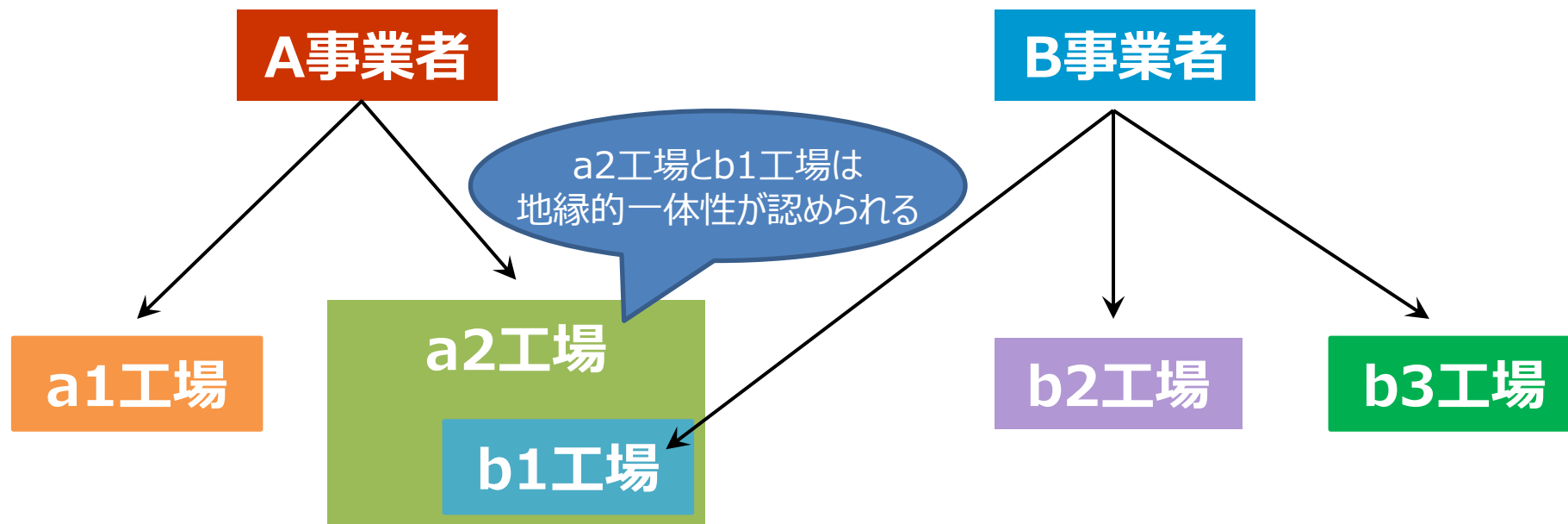
※省エネ法の規制対象



# 地縁的一体性を持った複数事業者の取扱い

- 省エネ法上、エネルギーの使用実績については、事業者単位で管理することが原則。
- ただし、地縁的一体性※が認められ、かつ、事業者間で省エネ法上の義務を負うことについて合意がある等の場合、省エネ法上のエネルギー管理義務を他事業者が負うことができる。

※ 地縁的一体性が認められるとは、「同一敷地内若しくは隣接した敷地に両工場が設置され、かつ、両工場にエネルギー管理上の結びつきがある」状態を指す。

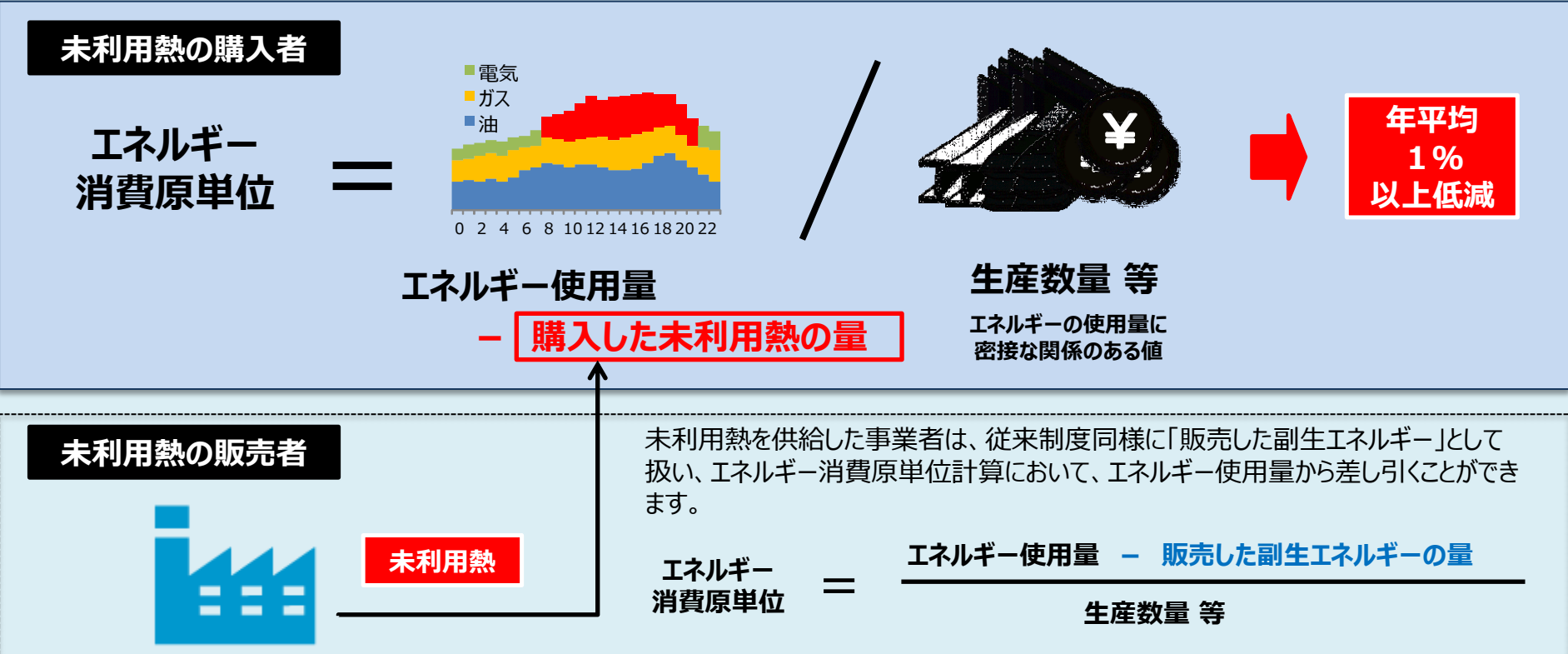


## 【条件】

- ① 双方の工場に地縁的一体性が認められること。
- ② A事業者の総エネルギー使用量が1,500kl／年以上であること。
- ③ 「A事業者がb1工場の省エネ法上の義務を負うこと」についてA事業者、B事業者の両者が合意していること。
- ④ A事業者はa2工場にその合計値が該当する区分に応じた人数のエネルギー管理者又はエネルギー管理員を選任すること。

# 未利用熱活用制度 ※平成29年度定期報告（平成28年度におけるエネルギー使用実績）より制度開始

- 外部で発生した未利用熱を購入し、自社の工場等で使用した場合に省エネ取組として評価するもの。
- 定期報告の原単位の算出にあたって、エネルギー使用量から差し引くことで原単位の改善が可能。

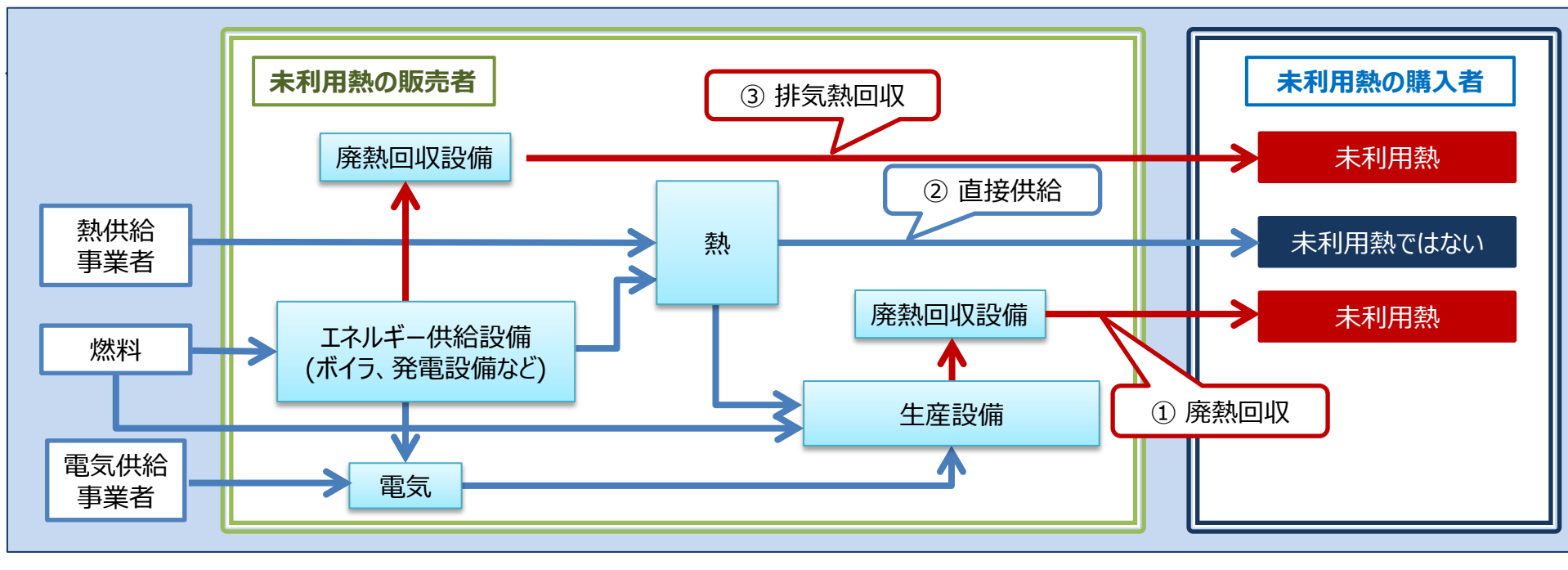


## (参考) 未利用熱の定義

本制度の対象となる未利用熱は、「他事業者へ提供しなければ、省エネ法の判断基準に従って取組を行っても発生を抑制できず、廃棄することが見込まれる熱」を言う。

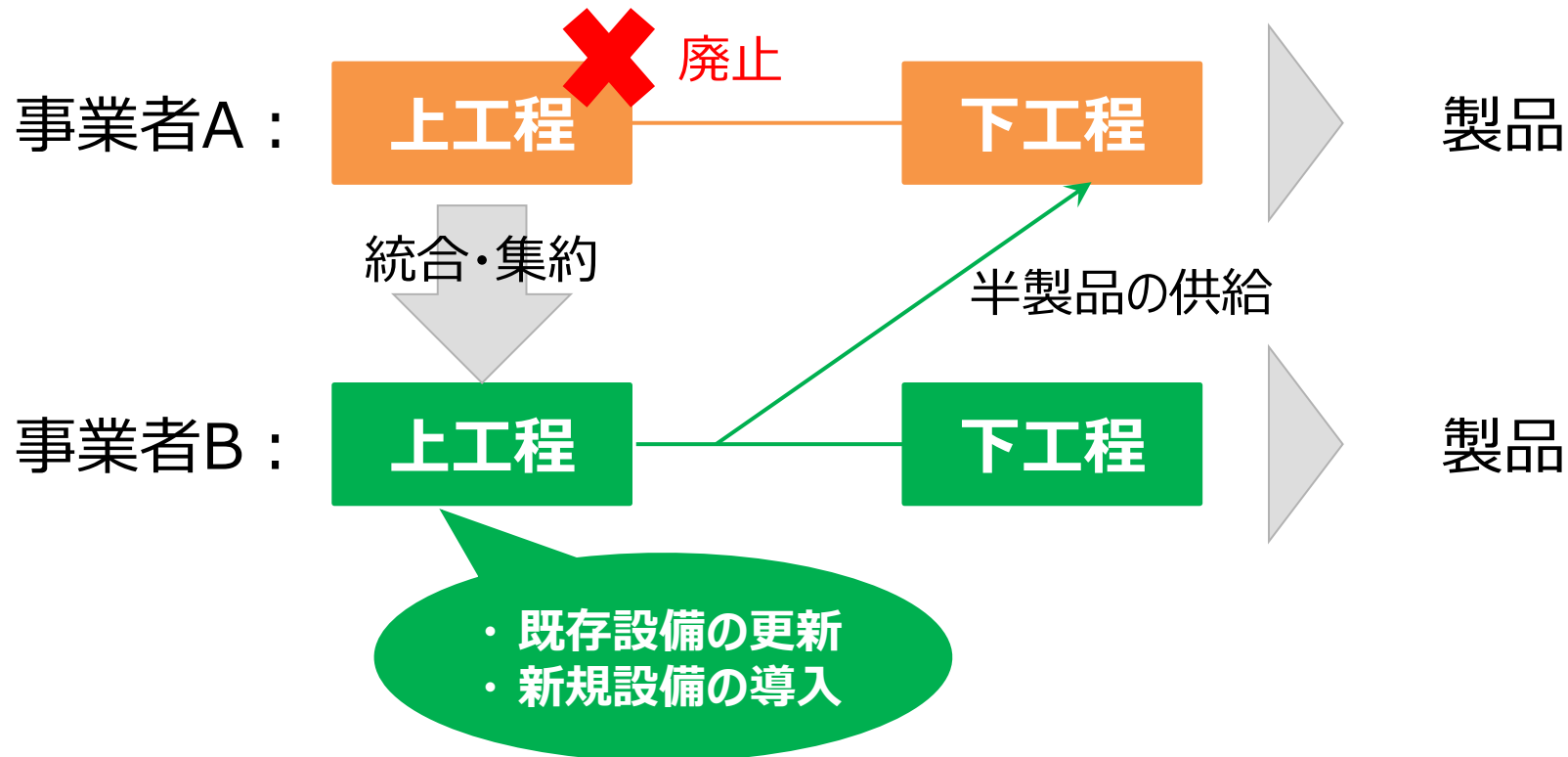
### <主な熱供給の事例>

- ① 生産設備（ボイラ、発電設備等除く）から発生する廃熱は、生産を続ける限り発生を抑制できないため未利用熱となる。
- ② ボイラで生産する熱は、熱需要に応じてボイラの出力を任意に調整できるため、未利用熱ではない。
- ③ ボイラからの排気熱は、ボイラを稼働する限り発生を抑制することができないため、未利用熱となる。
- ④ コージェネレーションについては、一律に判断できないため、定義に沿って判断する。



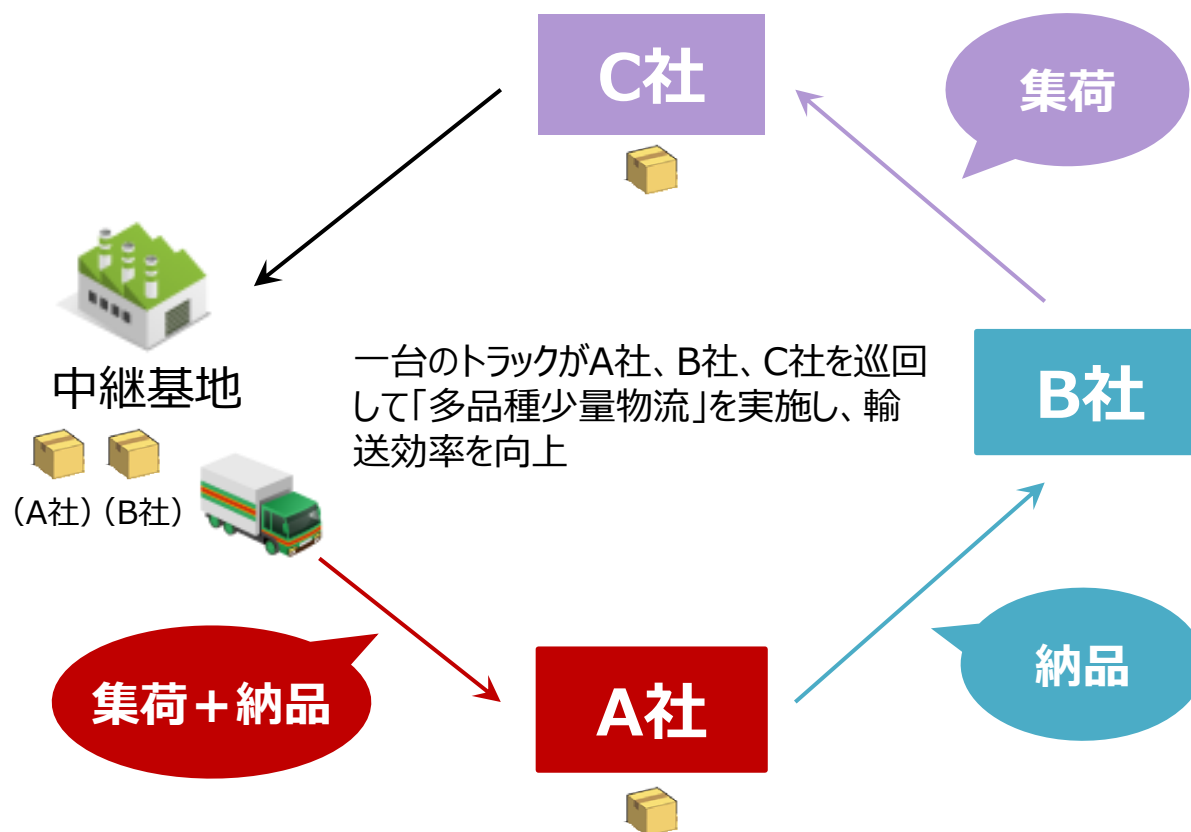
# エネルギー管理の実例①（業界内での設備の集約）

- 複数の事業者が工程を統合・集約し、統合・集約した工場で既存設備の更新や新規設備の導入を行うことで全体として省エネを実現。



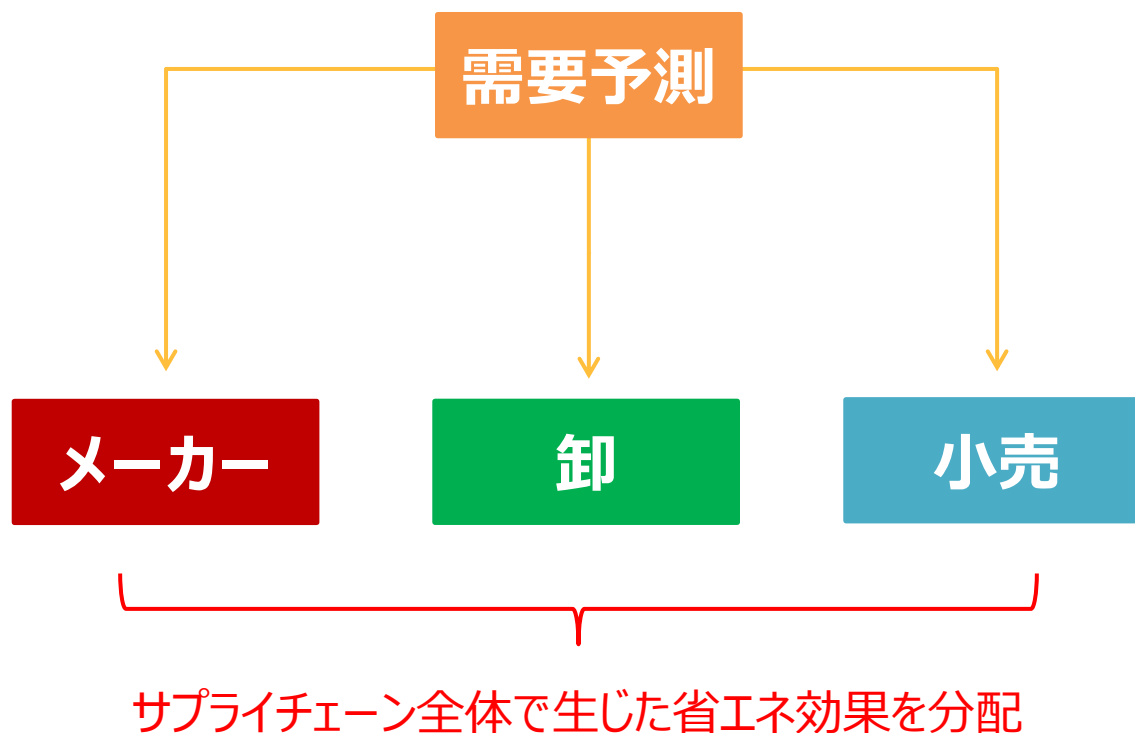
## エネルギー管理の実例②（業界内で設備やサービスを共同利用）

- 複数の事業者が、トラック輸送や物流管理等を共同利用することで、全体として省エネを実現。



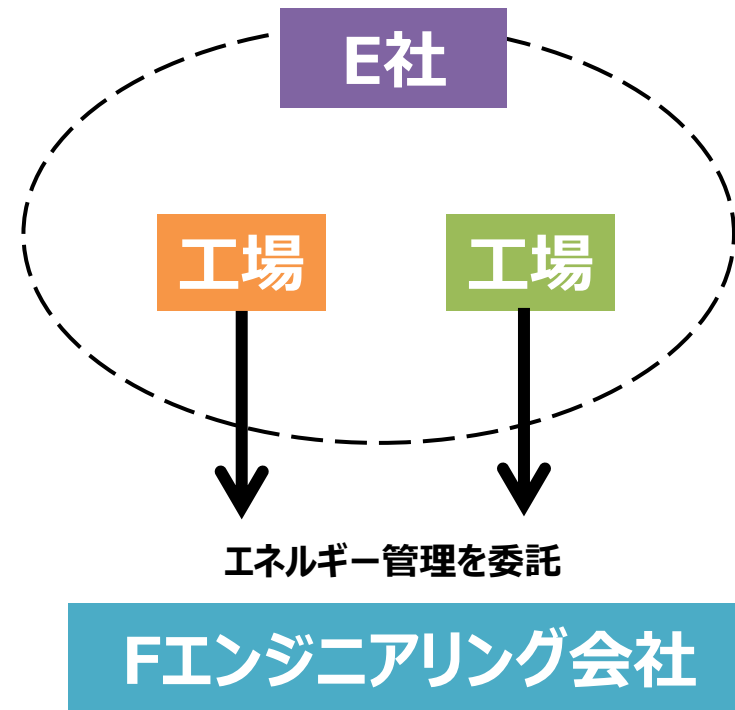
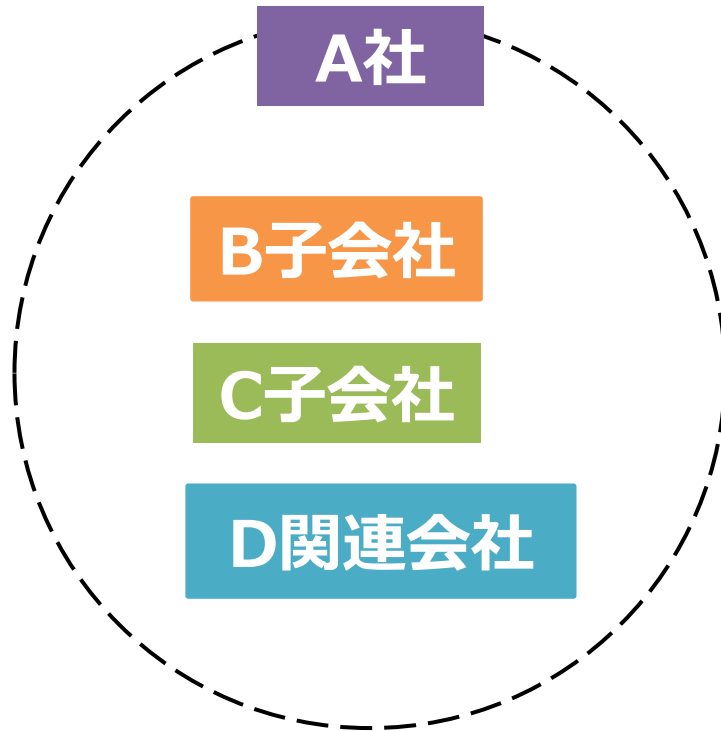
## エネルギー管理の実例③（情報共有によるサプライチェーンの高度化）

- 需要予測をサプライチェーン全体で共有し、生産、物流、販売を最適化することで、過剰生産・在庫・サービスを抑制し、全体として省エネを実現。



## エネルギー管理の実例④（エネルギー管理の一本化や外部委託）

- 子会社や関連会社等が本社の経営管理に基づいてエネルギー管理がなされている場合や、エネルギー管理をエンジニアリング会社等のサードパーティに委託し、全体として省エネを実現。



**1. 現状認識について**

**2. 原単位の改善について**

**3. エネルギー管理の単位について**

**4. サードパーティの活用について**

# 新たな省エネ政策への転換 ～サードパーティの活用～

## 現行制度

- 省エネ法による直接的な規制が及びにくい中小企業や消費者については、これまでトップランナー基準により個々の機器の省エネ性能の向上を促し、これら機器が買い替え等により導入されることで省エネを進めてきた。



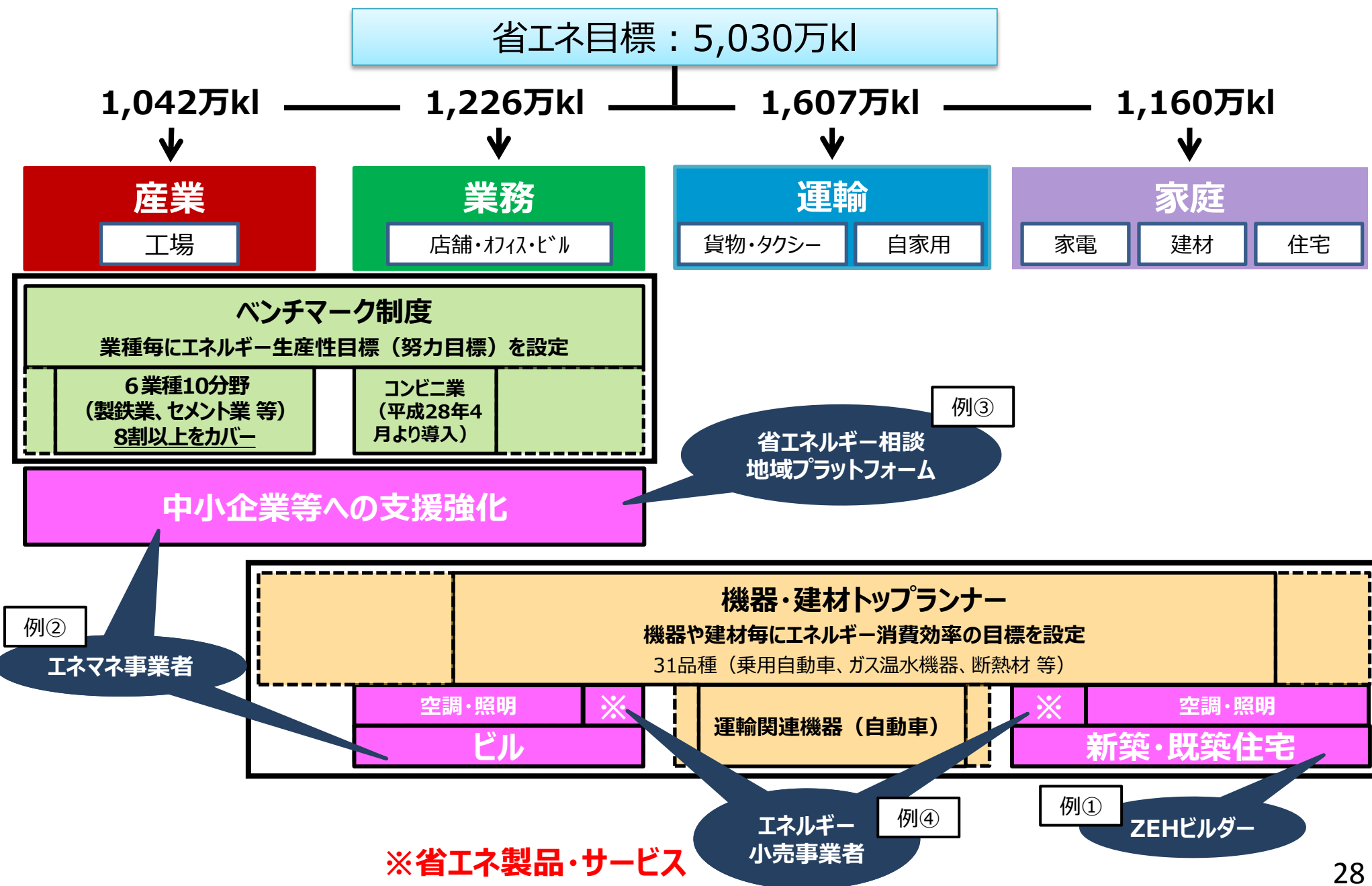
## 今後の課題

- 中小企業や消費者に直接アプローチできるサードパーティへの働きかけを強め、さらに省エネを進めるため、支援制度の充実を検討するべきではないか。**【予算】**

# エネルギーミックス実現に向けた部門別省エネ政策

| 部門 | エネルギーミックス                | 現状                               | 今後の省エネ政策                                                                                                                                                                                                                  |
|----|--------------------------|----------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 産業 | 工場<br>1,042万kl省エネ        | 産業部門のエネルギー消費の9割を捕捉               | <ul style="list-style-type: none"> <li>■ ベンチマーク制度の対象拡大</li> <li>■ 事業者クラス分け評価制度の実効性確保</li> <li>■ エネルギー管理の実態に合った制度の見直し</li> <li>■ 中小企業の省エネポテンシャル深掘り（サードパーティの活用）</li> </ul>                                                  |
| 業務 | ビル・店舗<br>1,226万kl省エネ     | 業務部門のエネルギー消費の4割を捕捉               | <ul style="list-style-type: none"> <li>■ ベンチマーク制度の対象拡大</li> <li>■ 事業者クラス分け評価制度の実効性確保</li> <li>■ エネルギー管理の実態に合った制度の見直し</li> <li>■ 中小企業の省エネポテンシャル深掘り（サードパーティの活用）</li> <li>■ トップランナー基準の深掘り</li> <li>■ 新築建築物の省エネ義務化</li> </ul> |
| 運輸 | 荷主<br>輸送事業者<br>668万kl省エネ | 運輸関連機器のエネルギー消費の約8割をトップランナー制度でカバー | <ul style="list-style-type: none"> <li>■ 交通流対策、エコドライブ</li> <li>■ 過剰サービス（再配達等）の削減</li> </ul>                                                                                                                               |
|    | 自動車燃費<br>939万kl省エネ       |                                  | <ul style="list-style-type: none"> <li>■ トップランナー基準の深掘り</li> <li>■ 自動走行の実現</li> </ul>                                                                                                                                      |
| 家庭 | 家電・機器<br>603万kl省エネ       | 家庭部門機器のエネルギー消費の約7割をトップランナー制度でカバー | <ul style="list-style-type: none"> <li>■ トップランナー基準の深掘り</li> </ul>                                                                                                                                                         |
|    | 住宅<br>557万kl省エネ          |                                  | <ul style="list-style-type: none"> <li>■ 新築住宅の省エネ義務化</li> <li>■ 標準的な新築住宅のZEH化（サードパーティの活用）</li> <li>■ 省エネ情報の提供（サードパーティの活用）</li> </ul>                                                                                      |

# サードパーティの活用が期待される分野



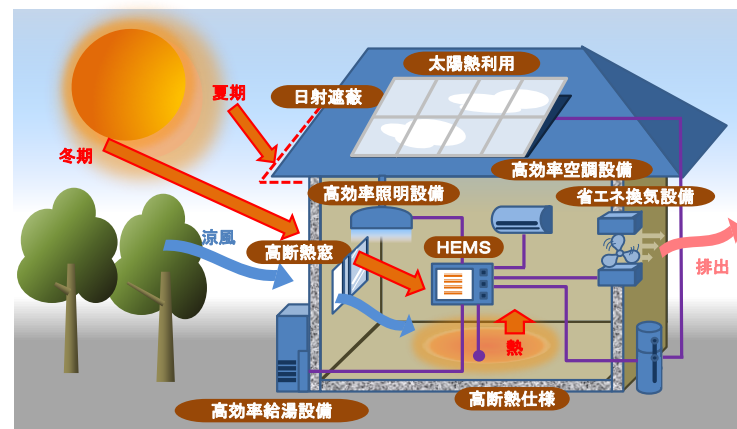
## サードパーティの例①（ZEHビルダー）

- ZEHの自立的普及を図るため、2020年度までに提供する住宅の過半数をZEH化することを宣言した工務店・ハウスメーカー・設計事務所等を「ZEHビルダー」として登録。
- ZEH補助金は登録されたZEHビルダーが設計、建築したものに限り交付。ZEHビルダーの活動を通じたZEHの普及・拡大を期待。ZEHビルダー一覧は補助金執行団体や経産省のHPで公開。



ZEHビルダー

ZEHビルダーが設計・  
建築したZEHに補助金  
を交付

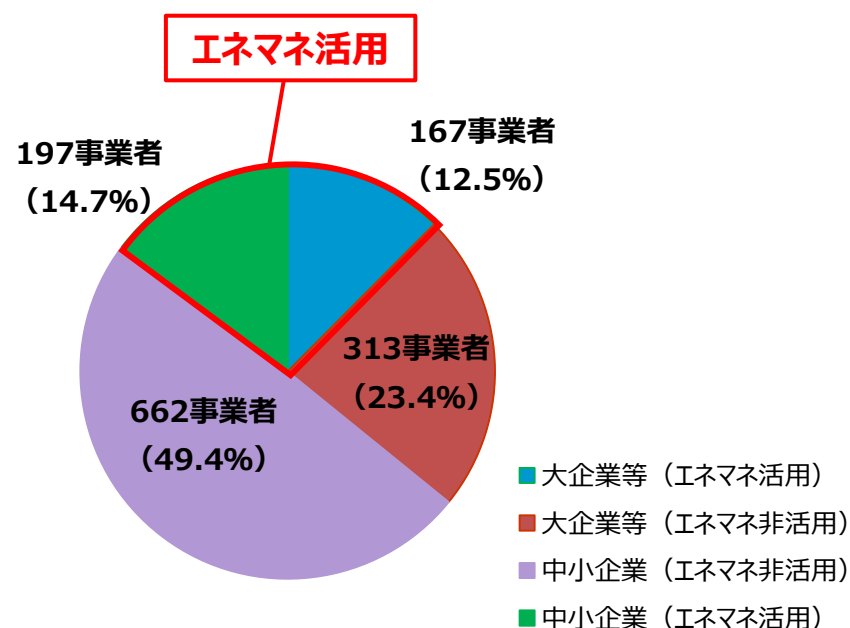


2020年度までに**新築住宅の過半数をZEH化**することを宣言、公表  
+ 毎年のZEH普及対策、**建造実績等**を報告、**公表**

## サードパーティの例②（エネマネ事業者）

- 省エネ補助金において、省エネ・電力ピーク対策に寄与する設備等の導入に加え、EMSを導入し、エネルギー管理支援サービスを通じて工場・事業場等の省エネ・電力ピーク対策を支援する者をエネマネ事業者として位置付け。
- エネマネ事業者を活用して省エネ対策を実施した場合には、活用しない場合と比べて補助率優遇（ $1/3 \Rightarrow 1/2$ ）。

【省エネ補助金の活用実績（H27当初）】



|         |      | 省エネ量 (kl) | 平均省エネ率 |
|---------|------|-----------|--------|
| エネマネ非活用 | 大企業等 | 364969.8  | 0.8%   |
|         | 中小企業 | 28401.3   | 5.4%   |
|         | 合計   | 393371.1  | 0.8%   |
| エネマネ活用  | 大企業等 | 27894.9   | 7.0%   |
|         | 中小企業 | 12143.7   | 17.8%  |
|         | 合計   | 40038.6   | 8.6%   |

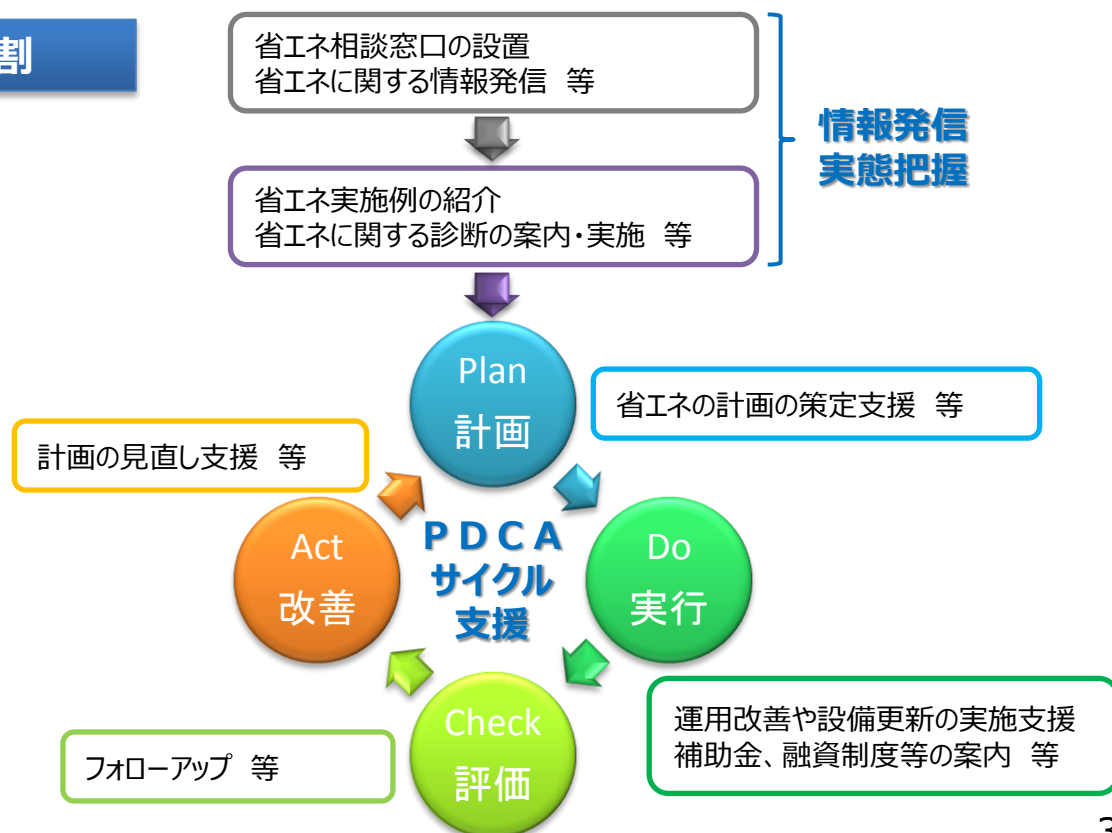
## サードパーティの例③（省エネルギー相談地域プラットフォーム）

- 現在、全国19の「省エネルギー相談地域プラットフォーム※」が、中小企業等の省エネ取組にかかるきめ細かな支援を実施。

※省エネ支援事業者が地域の専門家（商工会議所や自治体、コンサル及び金融機関等）と協力して作る「省エネ支援の連携体」

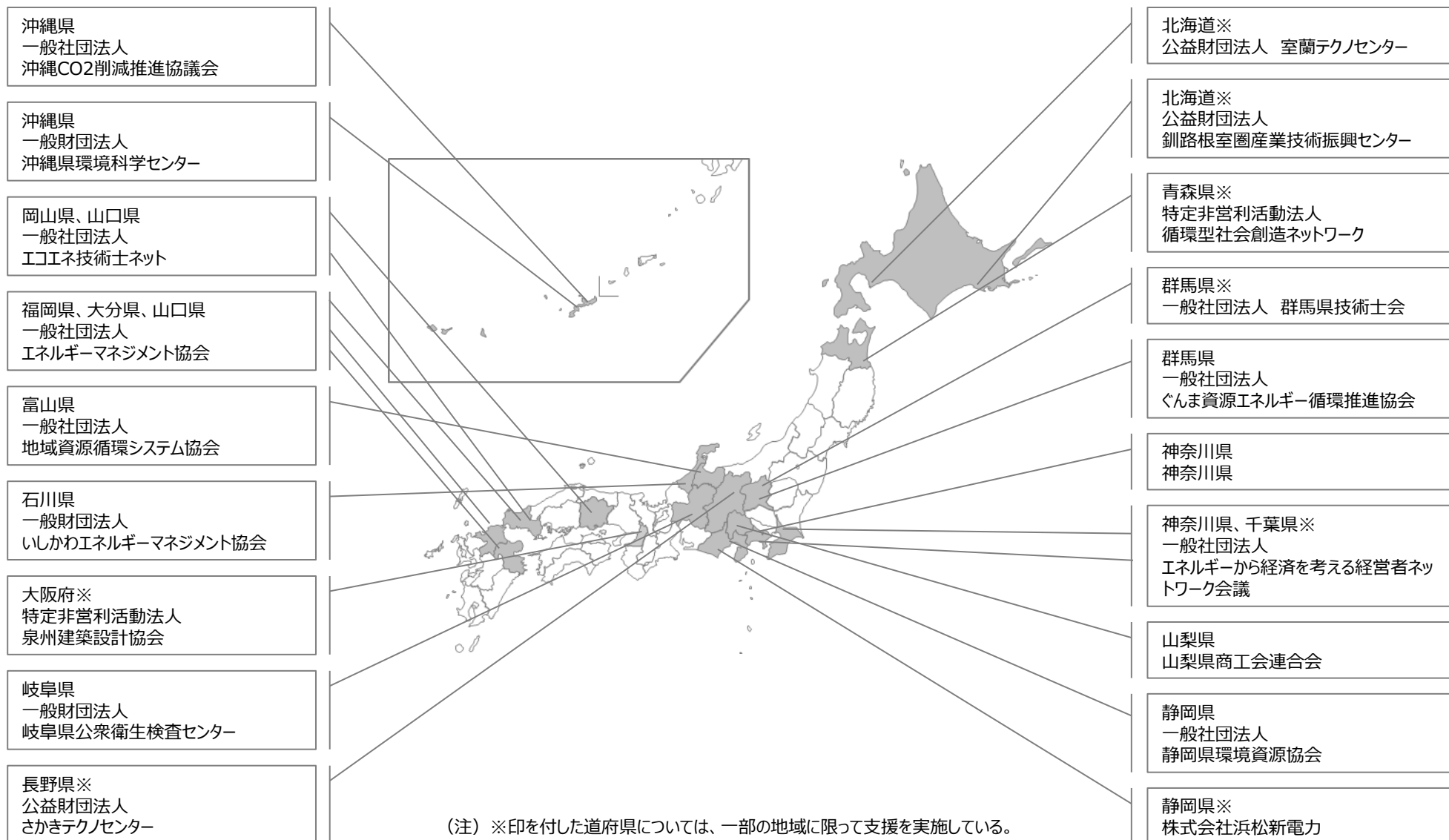
- 平成29年度までに全国に省エネ取組に係る支援窓口を構築予定。

### 「省エネルギー相談地域プラットフォーム」の役割



# (参考)「省エネルギー相談地域プラットフォーム」一覧

- 19のプラットフォームが約200人の専門家とともに中小企業等の省エネを支援。



## サードパーティの例④（エネルギー小売事業者）

- 需要家と顧客接点のあるエネルギー小売事業者の製品・サービスや情報提供は需要家の省エネ促進の鍵。
- エネルギー小売全面自由化により、市場環境が大きく変化する中で、今後も小売事業者と需要家が適切に省エネを推進できるよう、小売事業者による情報提供等のあり方を検討する必要があるのではないか。

### ■ 省エネ法における規定

（一般消費者への情報の提供）

第八十六条 一般消費者に対するエネルギーの供給の事業を行う者、建築物の販売又は賃貸の事業を行う者、エネルギー消費機器等及び熱損失防止建築材料の小売の事業を行う者その他その事業活動を通じて一般消費者が行うエネルギーの使用の合理化につき協力を行うことができる事業者は、消費者のエネルギーの使用状況に関する通知、建築物の外壁、窓等を通しての熱の損失の防止及び建築物に設ける空気調和設備等に係るエネルギーの効率的利用のために建築物に必要とされる性能の表示、エネルギー消費性能等の表示、熱損失防止建築材料の熱の損失の防止のための性能の表示その他一般消費者が行うエネルギーの使用の合理化に資する情報を提供しよう努めなければならない。

## (参考) 電力小売事業者による省エネ製品・サービスの提供事例

| サービス種別             |            | 対象 | 事業者名                | 内容                                                 |
|--------------------|------------|----|---------------------|----------------------------------------------------|
| 経済的<br>インセン<br>ティブ | 値引き        | 家庭 | 東急パワーサプライ           | 電力需要がピークとなる昼間時間帯に、電車を利用して系列の百貨店やスーパーに行くことで電気代を値引き。 |
|                    | ポイント<br>付与 | 家庭 | 東急パワーサプライ           | 猛暑日の昼間時間帯に電車を利用するとポイントを付与。                         |
|                    |            |    | エネット<br>NTTファシリティーズ | 電力不足が予想される時間帯に節電すると、ポイントを還元。                       |
|                    | クーポン<br>配信 | 家庭 | 東急パワーサプライ           | 系列のクールシェアスポットで利用可能なクーポンを配信。                        |
|                    |            | 家庭 | 北陸電力                | 需給逼迫時に、協力店で利用可能なクーポンをメールで配布。                       |
|                    |            |    | エネット<br>NTTファシリティーズ | 電力不足が予想される時間帯に提携施設で利用可能なクーポンを配信。                   |
| 省エネ<br>機器の<br>普及   | 提案         | 業務 | リコージャパン             | 電力小売の契約者に対し、LED照明やエアコン等の省エネ機器の導入を提案。               |
|                    | 販売         | 家庭 | 東京ガス                | ガス器具販売店「東京ガス ライフバル」において、冷蔵庫・洗濯機等の大型省エネ家電を販売。       |
|                    | リース        | 家庭 | 関西電力                | エコキュート、IHクッキングヒーター、ルームエアコンをリース。                    |
|                    |            |    | 中国電力                | エコキュート、IHクッキングヒーターをリース。                            |
|                    |            | 業務 | 関西電力                | 空調・給湯・厨房・受電設備等をリース。                                |